

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第11号

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成30年宇治市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「が35」を「(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の2第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第6条第32号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第4条第1項各号列記以外の部分及び同条第2項各号列記以外の部分中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改める。

第6条中第31号を第33号とし、同条第30号中「、指定介護予防支援事業者」を「、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第32号とし、同条第29号を第31号とし、第18号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第3号から第12号」を「第5号から第14号」に、「、第13号」を「、第15号」に改め、同条第19号とし、同条第16号を第18号とし、同条第15号中「、少なくとも1月に1回」を削り、同号ア中「利用者の居宅を訪問し」を「少なくとも1日1回」に改め、同号イ中「モニタリング」を「少なくとも1月に1回、モニタリング」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

⑦ テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

⑧ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第6条中第15号を第17号とし、第3号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

第5条第2号中「次条第7号」を「次条第9号」に改め、同条第4号中「次条第14号」を「次条第16号」に改め、同条第5号中「次条第16号」を「次条第18号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第31条第2項第3号の規則で定める身体的拘束等は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(次条第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。)とする。

第6条中第30号を第32号とし、第20号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第19号中「第3号から第13号」を「第5号から第15号」に、「、第14号」を「、第16号」に改め、同条第21号とし、同条第18号を第20号とし、同条第17号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「月」を「月(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

⑦ テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

⑧ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第6条中第17号を第19号とし、第3号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第6条に次の1号を加える。

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月29日

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則及び宇治市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第12号

宇治市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則及び宇治市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(宇治市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第1条 宇治市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則(平成18年宇治市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(指定の通知等)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「、前項」を「、法第79条第1項及び第115条の22第1項」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第3条を削り、第4条各号列記以外の部分中「、第2条第3項」を「、前条第2項」に、「、同条第4項」を「、同条第3項」に、「若しくは前条に規定する」を「又は法第82条各項及び第115条の25各項の規定による」に、「又は」を「若しくは」に、「第115条の29第1項」を「第115条の29」に改め、同条を第3条とし、第5条及び第6条を1条ずつ繰り上げる。

別記様式第1号から別記様式第3号までを削る。

(宇治市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 宇治市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成18年宇治市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(指定の通知等)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「、前項」を「、法第78条の2第1項、第78条の14第1項及び第115条の12第1項」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第3条及び第4条を削り、第5条各号列記以外の部分中「、第2条第3項」を「、前条第2項」に、「、同条第4項」を「若しくは同条第3項」に、「若しくは前2条に規定する」を「又は法第78条の2の2第5項、第78条の5各項、第115条の12の2第5項若しくは第115条の15各項の規定による届出若しくは施行規則第131条の13の2第1項の規定による」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条を第3条とし、第6条及び第7条を2条ずつ繰り上げる。

別記様式第1号から別記様式第4号までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市職員の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第13号

宇治市職員の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の給料月額調整額に関する規則(平成24年宇治市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

Table with 2 columns: 職員 (Employee) and 給料月額調整額 (Salary Monthly Adjustment Amount). Rows include 消防吏員 (Firefighter) with amount 15,500円 and 東京都特別区に在勤する職員 (Employee in Tokyo Special Ward) with details on allowances and management fees.

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第14号

宇治市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市市営住宅条例施行規則(平成10年宇治市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項第5号イ中「第10条第1項」を「第10条第1項又は第10条の2」に、「において」を「においてこれらの規定を」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を、ここに公布する。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

上下水道部水
道総務課

上下水道部上
水道総務課

宇治市規則第15号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

(宇治市防災規則の一部改正)

第1条 宇治市防災規則(昭和38年宇治市規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1上水道班の項中「水道総務課」を「上下水道総務課水道経営係」に改め、同表下水道班の項中「水管理センター」を「上下水道総務課総務係」に、「下水道建設課」を「下水道施設保全課」に、「下水道管理課」を「水管理センター」に改める。

(宇治市公営企業の主要職員を定める規則の一部改正)

第2条 宇治市公営企業の主要職員を定める規則(昭和43年宇治市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 担当課長

第2条第8号から第11号までを削る。

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第3条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(昭和43年宇治市規則第28号)の一部を次のように改正する。

本則第7号から第10号までを次のように改める。

(7) 担当課長

(8) 副課長

(9) 副場長

(10) 主幹

本則第11号を削る。

(宇治市消防本部の組織に関する規則の一部改正)

第4条 宇治市消防本部の組織に関する規則(昭和46年宇治市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「主査」を「主査、専門員、副主査」に改める。

第4条第5項中「及び主査は、」を「、主査、専門員及び副主査は、それぞれ」に改める。

第5条中「及び主査」を「、主査、専門員及び副主査」に改める。

(宇治市会計管理者の補助組織設置規則の一部改正)

第5条 宇治市会計管理者の補助組織設置規則(昭和51年宇治市規則第46号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び主査を、係に主査」を「、主査、専門員及び副主査を、係に主査、専門員、副主査」に改める。

第4条第3項中「は、上司」を「、専門員及び副主査は、それぞれ上司」に改め、同条第5項中「及び」を「、専門員、副主査及び」に改める。

(宇治市環境保全連絡調整会議設置規則の一部改正)

第6条 宇治市環境保全連絡調整会議設置規則(昭和57年宇治市規則第37号)の一部を次のように改正する。

別表中「

水道総務課長
下水道計画課長

上下水道総務課長

」に改める。

(宇治市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第7条 宇治市職員安全衛生管理規則(昭和62年宇治市規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「

」を「

上下水道部水道総務課

」を「

水道総務課

上下水道総務課

」に、「

下水道建設課」を「下水道施設保全課」に、「

下水道管理課

下水道施設保全課

」に改める。
(宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第9条 宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(平成19年宇治市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年宇治市条例第23号)附則第9項に規定する暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の職務の級は、4級とする。

別表第1中「、ウトロ住環境対策室長」を削り、「又は教務」を「、教務、専門員又は副主査」に改める。

(宇治市保育所条例施行規則の一部改正)

第10条 宇治市保育所条例施行規則(平成27年宇治市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、主任」を「、専門員、副主査、主任」に改める。

第4条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 専門員及び副主査は、それぞれ上司の命を受け、担任業務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

(宇治市ウトロ住環境改善事業参与設置規則の廃止)

第11条 宇治市ウトロ住環境改善事業参与設置規則(平成24年宇治市規則第28号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第16号

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則

宇治市事務分掌規則(昭和58年宇治市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び主査」を「、主査、専門員及び副主査」に、「及び主任」を「、専門員、副主査及び主任」に改める。

第5条第3項中「及び主査」を「、主査、専門員及び副主査」に改め、同条第5項中「及び主任」を「、専門員、副主査及び主任」に改める。

別表第1中「ウトロ住環境対策室」を「市営住宅建替推進係」に改める。

別表第2健康長寿部の部長寿生きがい課地域包括ケア推進係の項

に次の1号を加える。

(7) 在宅介護・医療連携に関すること。

別表第2健康長寿部の部健康づくり推進課地域企画係の項中第15号を第16号とし、第13号及び第14号を1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 予防接種に関すること。

別表第2健康長寿部の部健康づくり推進課保健事業係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同部介護保険課給付係の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

別表第2建設部の部中

「	ウトロ住環境対策室	ウトロ地区住環境改善事業に関すること。	を
---	-----------	---------------------	---

に改める。

「	市営住宅建替推進係	善法・東山地区住環境改善事業に関すること。	」
---	-----------	-----------------------	---

別表第2都市整備部の部開発指導課開発指導係の項第2号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改め、同部建築指導課建築指導係の項第3号中「特殊建築物」を「特定建築物」に改め、同部建築指導課建築審査係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項第10号中「崖地近接危険住宅」を「崖地近接等危険住宅の審査」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同項第17号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第18号を第17号とし、第19号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、第23号を削り、第24号を第22号とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第17号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則(令和2年宇治市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第1項本文中「第4条第3項」を「第4条第3項及び第4項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第8条第1項及び第8条の2第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 無給休職者(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている者のうち、給与の支給を受けていない者をいう。)
- (2) 刑事休職者(法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている者をいう。)
- (3) 停職者(法第29条の規定に該当して停職にされている者を

いう。)

(4) 専従休職者(法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた者をいう。)

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしている者のうち、宇治市職員の育児休業等に関する条例(平成4年宇治市条例第13号)第5条の3第1項又は第2項に規定する者以外の者第9条の見出し中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第1項本文中「第14条第3項」を「第14条第3項及び第4項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第17条第1項」を「第17条第1項及び第17条の2第1項」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 無給休職者(法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている者のうち、給与に相当する報酬の支給を受けていない者をいう。)

第9条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第5条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当する者別表第1中「(ウトロ住環境改善事業担当)」を削り、

「	市民会館管理職員	1級22号給	を
---	----------	--------	---

「	市民会館管理職員	1級22号給	に、
	学芸員	1級36号給	

「	学校栄養士	1級24号給	を
---	-------	--------	---

「	学校栄養士	1級24号給	に改める。
	学校教育指導主事	1級38号給	

別表第3中

「 を 「 に改める。

7,943円	8,318円
8,475円	8,850円
8,475円	8,850円
8,220円	8,595円
7,965円	8,340円
7,965円	8,340円
9,953円	10,328円
9,203円	9,578円
15,678円	16,066円
8,850円	9,225円
8,850円	9,225円
8,475円	8,850円
8,505円	8,880円
8,250円	8,625円
7,965円	8,340円
7,965円	8,340円
7,965円	8,340円
7,434円	7,784円
1,059円	1,109円
1,080円	1,130円

1,096円	1,146円
1,062円	1,112円
1,156円	1,206円
1,117円	1,167円
1,062円	1,112円
1,227円	1,277円
1,180円	1,230円
1,180円	1,230円
1,351円	1,401円
1,062円	1,112円
1,134円	1,184円
1,180円	1,230円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る給料に相当する報酬について適用し、同日前の勤務に係る給料に相当する報酬については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市職員服装規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第18号

宇治市職員服装規則の一部を改正する規則

宇治市職員服装規則（昭和63年宇治市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第7条本文中「、氏名及び顔写真」を「及び姓」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（揭示済）

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第19号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則（平成14年宇治市規則第20号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(4) 公益社団法人宇治市観光協会

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市子ども家庭センター設置規則を、ここに公布する。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第20号

宇治市子ども家庭センター設置規則

（趣旨）

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定による子ども家庭センターの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用使用する用語の意義は、法で使用使用する用語の例による。

（名称及び位置）

第3条 子ども家庭センターの名称及び位置は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 名称 宇治市子ども家庭センター

(2) 位置 宇治市宇治琵琶3番地福祉子ども部内

（職員）

第4条 前条第1号に規定する宇治市子ども家庭センター（以下「センター」という。）に、センター長その他の必要な職員を置く。

2 センター長は、福祉子ども部長をもって充てる。

3 職員は、福祉子ども部のうち、次の各号に掲げる課に所属する者をもって充てる。

(1) 子ども福祉課

(2) 保育支援課

(3) 保健推進課

（支援等の内容）

第5条 センターは、次の各号に掲げる支援及び事業（以下「支援等」という。）を実施する。

(1) 児童及び妊産婦の実情を把握すること。

(2) 妊娠、出産及び子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言及び保健指導を行うこと。

(3) 要支援児童等に対する支援計画を作成し、計画的な支援を行うこと。

(4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡及び調整を行うこと。

(5) 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、母子保健事業及び子育て支援事業に関すること。

（関係機関等との連携）

第6条 支援等を実施するに当たっては、教育、保育、保健医療、福祉その他の支援を提供する関係機関、地域社会等との連携を図るものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、支援等の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（宇治市子育て世代包括支援センター設置規則の廃止）

2 宇治市子育て世代包括支援センター設置規則（平成30年宇治市規則第17号）は、廃止する。

（揭示済）

宇治市財務規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。